

事業場排水分析業務委託 仕様書

1 目的

本市の事業場から排除される下水の水質が、下水道法第 12 条の 2 に規定する排除基準並びに熊本市下水道条例第 9 条、第 9 条の 2 及び第 9 条の 3 の基準に適合しているかの分析調査を委託するもの。

また、「熊本市上下水道局排水設備設置義務の免除の許可に関する要綱」に基づき許可された排水が、同要綱第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する許可条件である排水基準に適合しているかの分析調査を委託するもの。

2 履行場所

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号

3 履行期間

契約締結日から、令和 8 年（2026 年）3 月 19 日（木）まで

4 検査方法

受託者は、委託者が採取した試料を受け取り、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省・建設省令第一号）に規定する検定の方法により分析すること。

5 業務内容

受託者は、委託者の指定した期日までに試料を採取する容器を準備し、熊本市上下水道局に持ち込むこと。

委託者が、採取した試料を採取した日に受託者に引渡す。受託者は、委託者の指定した日時に熊本市上下水道局で受け取り、速やかに分析を開始すること。

また、受託者は、業務の主体部分（水質分析及び濃度計量証明書発行）を第三者に再委託しないこと。

なお、採水・分析計画は、別紙 1 のとおり

6 分析結果に関する提出書類

分析結果については、濃度計量証明書 2 部、それぞれの検量線及びチャート 1 部を委託者へ提出すること。提出日は、試料を採取した日から起算して 21 日以内を提出期限日とする。

なお、提出期限日が土曜日、日曜日又は祝祭日等に当たる場合には、次の最初の営業日を提出期限日とする。

ただし、別紙 2「速報を要する値一覧表」の値を超過した試料については、直ちにその項目及び分析結果について委託者に電話連絡を行い、さらに電子メール又はファックスにて確実に報告すること。なお、試料の温度（水温）については、委託者側が現場で測定するので連絡、報告等の必要はない。

7 業務委託契約に関する提出書類

受託者は、以下の書類を提出すること。

(1) 契約後、着手前までに提出する書類

- ア 着手届
- イ 業務工程表
- ウ 現場責任者届
- エ 分析対象項目の報告下限値
- オ その他、委託者が必要とするもの

(2) 業務終了時に提出する書類

- ア 完了届
- イ 報告書（分析業務実績報告書）
- ウ その他、委託者が必要とするもの

8 その他

受託者は、本業務にあたり不明なことが生じた場合は、委託者に連絡して協議すること。